


令和6年10月27日執行

衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査
執行計画

令和6年10月

(改訂版)

 東京都選挙管理委員会

令和6年10月27日に行われる衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を管理執行するため、本計画を策定する。

この選挙の執行にあたっては、公職選挙法をはじめ関係法令等で定める諸手続き及び内容を関係者に徹底し、管理執行に万全を期することとする。

なお、各区市町村選挙管理委員会におかれては、本執行計画を踏まえ、詳細についての計画を定め、適正な管理執行に努められたい。

令和6年10月9日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野 正明

目 次

I 衆議院議員選挙	1
II 最高裁判所裁判官国民審査	1 1
III 啓発事業	1 4
IV 速報体制	1 6
別表 1	2 1
別表 2	2 2
別表 3	2 4
別表 4	2 6
参考資料	2 7

衆議院議員選挙執行一覽

衆議院（小選挙区選出）議員選挙 選挙区

I 衆議院議員選挙

第1 選挙期日

- 1 公示日 令和6年10月15日(火)
- 2 選挙期日(投票日) 令和6年10月27日(日)

第2 選挙すべき議員の数

- 1 衆議院(小選挙区選出)議員選挙
30選挙区 30人(各選挙区1人)
- 2 衆議院(比例代表選出)議員選挙
東京都選挙区 19人

(参考) 今回の選挙で選挙すべき議員の数(全国)

小選挙区選出 289人(289選挙区)

比例代表選出 176人(11選挙区)

計 465人

第3 執行要領

1 選挙の名称

- (1) 総称する場合 衆議院議員選挙
- (2) 選出別に呼称する場合 衆議院(小選挙区選出)議員選挙
衆議院(比例代表選出)議員選挙
- (3) 小選挙区別に呼称する場合 衆議院議員選挙(東京都第____区)

2 選挙長、選挙分会長及び同職務代理者

- (1) 衆議院(小選挙区選出)議員選挙
別表1「選挙長及び同職務代理者」(21頁)のとおり

(2) 衆議院（比例代表選出）議員選挙

選挙分会長 さわの まさあき
 澤野 正明（東京都選挙管理委員会委員長）

同職務代理者 のじま ぜんじ
 野島 善司（東京都選挙管理委員会委員長職務代理）

3 立候補受付

衆議院（小選挙区選出）議員選挙

- (1) 受付日時 令和6年10月15日（火）（公示日）
 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付場所 別表2「候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所」（22頁）のとおり
- (3) 届出順位の決定
 午前8時30分までに受付場所に到着した候補者等が2人以上いる場合は、くじにより届出順位を決定する。それ以後は受付順とする。
- (4) 立候補届出関係書類の事前審査
 届出受付事務を円滑に行うため、次の期間に立候補届出関係書類の事前審査を行う。
- ア 期間 令和6年10月8日（火）から10月11日（金）までの4日間
- イ 時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 場所 東京都選挙管理委員会事務局
 （新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北塔40階、以下同じ）
- (5) 候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にするその他の届出、申請等の受付場所
 別表2「候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所」（22頁）のとおり
 ※ 収支報告書の提出及び公費負担の請求は、東京都選挙管理委員会事務局とする。
- (6) 候補者届出政党が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所
- ア 公示日 東京都庁第一本庁舎25階南側117会議室
 （新宿区西新宿二丁目8番1号、以下同じ）
- イ 翌日以降 東京都選挙管理委員会事務局

4 選挙人名簿への登録

- (1) 基準日 令和6年10月14日(月)
ただし、年齢については令和6年10月27日(選挙期日)
現在による。
- (2) 登録日 令和6年10月14日(月)

(参 考)

今回新たに登録される者

年 齢 平成18年10月28日以前に出生した者

住 所

- ① 令和6年7月14日までに住民基本台帳法に基づく転入の届出をし、引き続き当該区市町村に住所を有する者(新住所地で登録)
- ② 住所を移した者のうち、旧住所地の区市町村において、住民票が作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていた者であって、転出日後4か月を経過しない者(旧住所地で登録)

5 候補者の選挙運動費用支出制限額

衆議院(小選挙区選出)議員選挙における候補者の選挙運動費用支出制限額は、選挙人名簿登録者数により選挙区別に算出し、公示日に告示する。

算 出 式 選挙人名簿登録者数×15円+1,910万円
(100円未満の端数があるときは100円とする)

根拠法令 公職選挙法第194条第1項第1号・第2項
公職選挙法施行令第127条第1項

6 表示物等の色

- (1) 衆議院(小選挙区選出)議員選挙 候補者用
文字等の色は、**青緑色**(選挙事務所用標札は黒)とする。

選挙事務所用標札	(1枚)
自動車(船舶)用表示物	(1枚)
拡声機用表示物	(1枚)
乗車(乗船)用腕章	(4枚)
個人演説会立札看板用表示物	(5枚)
街頭演説用標旗	(1枚)
街頭演説従事者用腕章	(11枚)

(2) 衆議院（小選挙区選出）議員選挙 候補者届出政党用

文字等の色は、**やまぶき色**（選挙事務所用標札は黒）とする。

選挙事務所用標札（候補者を届け出た選挙区ごとに1枚）

自動車（船舶）用表示物（候補者届出数により1～3枚）

拡声機用表示物（候補者届出数により1～3枚）

政党演説会立札看板用表示物（候補者を届け出た選挙区ごとに2枚）

7 政見放送

衆議院（小選挙区選出）議員選挙

(1) 実施放送局

候補者届出政党が政見放送を行うことができる放送局は日本放送協会（以下、NHK）のほか、次の基幹放送事業者とする。

基幹放送事業者

ア テレビジョン放送

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社（以下、TOKYO MX）

イ ラジオ放送

株式会社TBSラジオ（以下、TBSラジオ）

株式会社文化放送（以下、文化放送）

株式会社ニッポン放送（以下、ニッポン放送）

(2) 回数等

ア テレビジョン放送

届出候補者の数	回数	
	NHK	TOKYO MX
1人又は2人	1	1
3人から5人まで	2	1
6人から8人まで	4	2
9人から11人まで	6	3
12人以上	8	4

イ ラジオ放送

届出候補者の数	回数	
	NHK	基幹放送事業者
1人又は2人	1	1
3人から5人まで	1	2
6人から8人まで	2	4
9人から11人まで	3	6
12人以上	4	8

ウ ラジオ放送の基幹放送事業者の分担

放送回数	TBSラジオ	文化放送	ニッポン放送
1	1		
2	1	1	
4	1	1	2
6	2	2	2
8	3	3	2

(3) 放送時間 1回につき9分以内

(4) 放送日時及び放送順序

ア 日時 NHK及び基幹放送事業者の定めるところによる。

イ 順序 東京都選挙管理委員会がくじで定める。

ウ くじの日時及び場所

日時 令和6年10月15日(火)午後7時

場所 東京都選挙管理委員会室

(新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北塔40階、以下同じ)

(5) 申し込み

各実施放送局の定めるところによる。

8 経歴放送

衆議院(小選挙区選出)議員選挙

(1) 放送回数等

ア テレビジョン放送 NHK 1回

イ ラジオ放送 NHK 10回

- (2) 放送時間 1回につき、30秒以内
- (3) 放送日時及び放送順序
 - ア 日時 NHKの定めるところによる。
 - イ 順序 選挙公報の掲載順序と同じ。

9 ポスター掲示場の設置

衆議院（小選挙区選出）議員選挙の候補者用

- (1) 設置数 14, 230か所（予定）
（投票区ごとに5～10か所設置する。）
- (2) 設置時期 令和6年10月15日（公示日）からポスターを掲示できるように、あらかじめ設置する。
- (3) 設置場所
各区市町村選挙管理委員会の定める場所

10 選挙公報の発行

(1) 衆議院（小選挙区選出）議員選挙

- ア 掲載申請期限 令和6年10月15日（火）午後5時まで
- イ 申請受付場所 別表2「候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所」（22頁）のとおり
- ウ 掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
 - 日時 令和6年10月15日（火）午後6時から
 - 場所 東京都選挙管理委員会室
- エ 配布方法
10月25日（金）までに各区市町村選挙管理委員会が各戸配布等により各世帯に配布する。

(2) 衆議院（比例代表選出）議員選挙

- ア 掲載文の写しの受領
掲載申請締切日（10月15日）後、中央選挙管理会が作成する「掲載文の写し」を受領する。
- イ 掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
 - 日時 令和6年10月16日（水）午後6時から
 - 場所 東京都選挙管理委員会室
- ウ 配布方法
10月25日（金）までに各区市町村選挙管理委員会が各戸配布等により各世帯に配布する。

11 衆議院名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序を定めるくじ

日 時 令和6年10月15日(火)午後6時

場 所 東京都選挙管理委員会事務局

12 投票用紙の様式等

(1) 様 式

	衆議院（小選挙区選出） 議員選挙	衆議院（比例代表選出） 議員選挙
大 き さ	縦 128mm × 横 80mm (点字投票用紙 縦 140mm × 横 80mm)	
体 裁	片面印刷	
用 紙 の 色	あさぎ色	ピンク色
文字等の色	黒色	
委員会の印	黒色（刷込み式）	
点字の表示 (選挙名の上)	シューギイン ショーセンキョク	シューギイン ヒレイダイヒョー

(2) 投票の順序等

投票の順序については、衆議院（小選挙区選出）議員選挙の投票を先に
行い、衆議院（比例代表選出）議員選挙の投票を後にすること。

衆議院（小選挙区選出）議員選挙と衆議院（比例代表選出）議員選挙の
投票用紙は、別々に交付すること。

13 投票日時等

(1) 投票日及び投票時間

令和6年10月27日(日)午前7時から午後8時まで

(2) 期日前投票及び不在者投票の申請受付期間

令和6年10月16日(水)から10月26日(土)まで

※ 郵便等投票による不在者投票の申請受付は10月23日(水)まで

(3) 繰上投票を行う投票区及び投票日

投票区 小笠原村第二投票区(母島)

投票日 令和6年10月26日(土)

(4) 投票所開閉時間の繰り上げを行う投票区

ア 青梅市

- ① 投票区 市内1投票区(第20投票区)
- ② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)
- イ 檜原村
 - ① 投票区 村内全8投票区
 - ② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)
- ウ 奥多摩町
 - ① 投票区 町内全10投票区
 - ② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)
- エ 利島村
 - ① 投票区 村内全1投票区
 - ② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)
- オ 新島村
 - ① 投票区 村内全3投票区
 - ② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)
- カ 三宅村
 - ① 投票区 村内全5投票区
 - ② 投票時間 午前7時から午後6時まで(2時間繰り上げ)
- キ 御蔵島村
 - ① 投票区 村内全1投票区
 - ② 投票時間 午前7時から午後7時まで(1時間繰り上げ)
- ク 小笠原村
 - ① 投票区 村内全2投票区
 - ② 投票時間 午前7時から午後7時まで(1時間繰り上げ)
- (5) 投票所及び期日前投票所の場所
各区市町村選挙管理委員会の定める場所

14 開票日時等

- (1) 日 時
令和6年10月27日(日)午後9時まで開始する。
- (2) 場 所
各区市町村選挙管理委員会の定める場所

15 選挙会及び選挙分会等

- (1) 選挙立会人
 - ア 届出期限及び届出先
 - 期 限 令和6年10月24日(木)午後5時
 - 届出先 ① 衆議院(小選挙区選出)議員選挙

各選挙長の定める場所（別表2「候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所」（22頁）のとおり）

- ② 衆議院（比例代表選出）議員選挙
東京都選挙管理委員会事務局

イ 選任のくじを行う日時及び場所

- ① 衆議院（小選挙区選出）議員選挙

各選挙長が告示する日時及び場所

- ② 衆議院（比例代表選出）議員選挙

日 時 令和6年10月25日（金）午前10時

場 所 東京都選挙管理委員会室

(2) 選挙会の日時及び場所

別表3「選挙会の日時及び場所」（24頁）のとおり

(3) 当選証書の付与等

ア 当選人の告示及び当選人への告知 令和6年10月30日（水）

イ 当選証書付与の日時 令和6年10月30日（水）午前10時30分

ウ 当選証書付与の場所 東京都庁第一本庁舎内

(4) 選挙分会

ア 日 時 令和6年10月29日（火）午後2時

イ 場 所 東京都選挙管理委員会室

ウ 選挙分会終了後、衆議院（比例代表選出）議員選挙選挙長へ結果報告をする。

16 告示の方法

東京都公報により行う。ただし、東京都公報によらない場合は、東京都庁本庁舎掲示板に掲示し、また、選挙長のする告示は、その事務を行う場所の前の掲示板又は公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第4 その他

1 選挙の規模

選挙期日	今回	前回（令和3年10月31日）
選挙人名簿登録者数	11,539,000人（推定）	11,518,956人
在外選挙人名簿登録者数	24,000人（推定）	23,972人
投票区数	1,865か所（予定）	1,868か所
開票区数	70か所	79か所
ポスター掲示場数	14,230か所（予定）	14,266か所
期日前投票所数	318か所（予定）	315か所

※分割8区市はそれぞれ2開票区となるため、開票区数は70か所となる。

2 主要事務日程表

別表4 「衆議院議員選挙主要事務日程」（26頁）のとおり

II 最高裁判所裁判官国民審査

第1 審査の期日

- 1 告示日 令和6年10月15日（火）
- 2 審査期日（投票日） 令和6年10月27日（日）

第2 執行要領

1 東京都審査分会長及び同職務代理者

審査分会長 さわの 澤野 まさあき 正明（東京都選挙管理委員会委員長）

同職務代理者 のじま 野島 ぜんじ 善司（東京都選挙管理委員会委員長職務代理）

2 裁判官の氏名等の掲示

審査に付される裁判官の氏名等の掲示を、10月16日（水）から10月27日（日）（審査期日）までの間、1投票区につき1か所以上行う。

ただし、審査予定裁判官の通知から4日以内に審査の告示があった場合は、10月20日（日）から行う。

3 審査公報の発行

(1) 掲載文の写しの受領

掲載申請締切日（10月15日）後、中央選挙管理会が作成する「掲載文の写し」を受領する。

(2) 掲載順序

掲載順序は、審査に付される裁判官の氏名の告示の順序による。

(3) 配布方法

10月25日（金）までに衆議院議員選挙の選挙公報に準じて配布する。

4 投票用紙の様式等

(1) 様 式

大 き さ	縦 128mm × 横 80mm (点字投票用紙 縦 140mm × 横 160mm)
体 裁	片面印刷
用 紙 の 色	うぐいす色
文字等の色	黒色
委員会の印	黒色 (刷込み式)
点字の表示 (投票名の上)	コクミンシンサ

(2) 投票の順序

選挙人が衆議院（小選挙区選出）議員選挙及び衆議院（比例代表選出）議員選挙に係る投票を行った後、国民審査の投票を行う。

5 投票日時等

(1) 投票日及び投票時間

令和6年10月27日（日）午前7時から午後8時まで

(2) 期日前投票及び不在者投票の申請受付期間

令和6年10月16日（水）から10月26日（土）まで

※ 審査予定裁判官の通知から4日以内に審査の告示があった場合は、10月20日（日）から10月26日（土）まで

※ 郵便等投票による不在者投票の申請受付は10月23日（水）まで

(3) 繰上投票を行う投票区及び投票日

投票区 小笠原村第二投票区（母島）

投票日 令和6年10月26日（土）

(4) 投票所開閉時間の繰り上げを行う投票区

ア 青梅市

① 投票区 市内1投票区（第20投票区）

② 投票時間 午前7時から午後6時まで（2時間繰り上げ）

イ 檜原村

① 投票区 村内全8投票区

② 投票時間 午前7時から午後6時まで（2時間繰り上げ）

ウ 奥多摩町

- ① 投票区 町内全10投票区
- ② 投票時間 午前7時から午後6時まで（2時間繰り上げ）
- エ 利島村
 - ① 投票区 村内全1投票区
 - ② 投票時間 午前7時から午後6時まで（2時間繰り上げ）
- オ 新島村
 - ① 投票区 村内全3投票区
 - ② 投票時間 午前7時から午後6時まで（2時間繰り上げ）
- カ 三宅村
 - ① 投票区 村内全5投票区
 - ② 投票時間 午前7時から午後6時まで（2時間繰り上げ）
- キ 御蔵島村
 - ① 投票区 村内全1投票区
 - ② 投票時間 午前7時から午後7時まで（1時間繰り上げ）
- ク 小笠原村
 - ① 投票区 村内全2投票区
 - ② 投票時間 午前7時から午後7時まで（1時間繰り上げ）
- (5) 投票所及び期日前投票所の場所
各区市町村選挙管理委員会の定める場所

6 開票日時等

- (1) 日時 令和6年10月27日（日）午後9時までに開始する。
- (2) 場所 各区市町村選挙管理委員会の定める場所

7 東京都審査分会

- (1) 日時 令和6年10月29日（火）午後2時30分
- (2) 場所 東京都選挙管理委員会室（審査分会終了後、審査長へ結果報告）

Ⅲ 啓発事業

総務省及び区市町村選挙管理委員会と連携しながら、有権者の衆議院議員選挙への関心を高めるとともに投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行う。

	事業	概要	実施予定
1	インターネットホームページ等による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特設ホームページによる投票日の周知、投票参加の呼びかけ並びに情報提供 ・ 選挙公報データの掲載 ・ 候補者、政党等の情報の提供形態の充実（読み上げソフト対応データ、選挙公報音声データ掲載等） 	10月中旬 ～10月27日
2	X広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投票日の周知及びホームページへの誘導を図る 	10月中旬 ～10月27日
3	デジタル環境を活用した周知施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全世代をターゲットにしたWeb記事広告 ・ インターネット検索サイトへの広告掲出 	10月中旬 ～10月27日
4	啓発資材の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発資材を作成し、東京都及び区市町村にて配布 	10月中旬 ～10月27日
5	横断幕の掲出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都民広場に掲出 	10月中旬 ～10月27日
6	ポスターの掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都及び区市町村庁舎等に掲示 ・ 都内教育機関へ配布 	10月中旬 ～10月27日

	事業	概要	実施予定
7	広告媒体への掲出	・ 交通広告	10月中旬 ～10月27日
8	データ放送	・ 聴覚障害者等向けに、選挙に関する情報をデータ放送によりテレビ画面及びWebサイトに表示	10月中旬 ～10月27日
9	点字版・音声版「選挙のお知らせ」の配布等	・ 選挙公報点字版・音声版の「選挙のお知らせ」を作成配布 ・ 音声版は特設ホームページにも掲載	10月中旬 ～10月27日
10	区市町村選挙管理委員会による啓発等	・ 明るい選挙推進協議会や明るい選挙推進委員の協力のもと周知を実施 ・ 地域における各種チャンネル（町内会、各種会合、出張所への掲示等）を有効活用 ・ 防災無線や広報車での放送による投票参加の呼びかけ ・ 区市町村の状況に応じた取組の実施	10月中旬 ～10月27日
11	世論調査	・ 衆議院議員選挙に対する意識・関心や投票行動、啓発媒体との接触状況等を調査し、選挙の管理執行や選挙啓発の参考資料とする。	11月以降
12	年代別投票行動調査	・ 衆議院議員選挙における年代別投票率を調査・集計し、選挙事務の参考資料とする。	11月以降

※上記事業については、変更する場合もあり得る。

IV 速報体制

第1 立候補状況速報

1 事前情報資料の提供

届出書類事前審査終了者名簿を報道機関に提供する。

2 立候補届出状況資料の提供

公示日に立候補届出状況資料を報道機関に提供する。

第2 投票速報

(小) 衆議院小選挙区

時間別投票状況発表事項一覧																	
現在時	7時	9時	10時	11時	12時	14時	15時	16時	17時	18時	19時 30分	20時	22時 15分	23時 15分	～	確定時	
発表事項	▽投票開始△	推定投票率(小)	推定投票率(小)	推定投票率(小)	推定投票率(小)・中間投票状況(小)	推定投票率(小)	推定投票率(小)・中間投票状況(小)	推定投票率(小)	推定投票率(小)	推定投票率(小)	推定投票率(小)・中間投票状況(小)	推定投票率(小)	▼投票終了▲	確定投票状況	同左	～	全区市町村確定投票結果(全選挙)

1 衆議院(小選挙区選出)議員選挙

(1) 推定投票率

10区市を抽出し、それらの投票率を平均して推定投票率を算出し、次のとおり発表する。

ア 発表時刻

各現在時(9時、10時、11時、12時、14時、15時、16時、17時、18時、19時30分)から概ね20分後

イ 発表事項

推定投票率（男、女、平均）、前回推定投票率（平均）（12 時、15 時、18 時は前回推定投票率及び前回投票率を発表）

(2) 中間投票状況

全区市町村の投票状況を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

各現在時（12 時、15 時、18 時）から概ね 60 分後

イ 発表事項

当日有権者数（7 時現在）、投票者数（男、女、計）、投票率（男、女、平均）、前回投票率（男、女、平均）

ウ 発表単位

都計、区部計、市部計、郡部計、島部計、支庁別、区市町村別、選挙区別、開票区別

(3) 確定投票結果

全区市町村の確定投票状況を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

20 時現在の確定投票状況を 22 時 15 分から 60 分おきに全区市町村が確定するまで

イ 発表事項

当日有権者数（20 時現在）、投票者数（男、女、計）、棄権者数（男、女、計）、投票率（男、女、平均）、前回投票率（男、女、平均）

ウ 発表単位

中間投票状況に同じ

2 衆議院（比例代表選出）議員選挙

(1) 確定投票結果

全区市町村の確定投票結果を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

全区市町村確定時から概ね 60 分後

イ 発表事項

衆議院（小選挙区選出）議員選挙に同じ

ウ 発表単位

都計、区部計、市部計、郡部計、島部計、支庁別、区市町村別、開票区別

3 最高裁判所裁判官国民審査

(1) 確定投票結果

全区市町村の確定投票結果を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

全区市町村確定時から概ね 60 分後

イ 発表事項

衆議院（小選挙区選出）議員選挙に同じ

ウ 発表単位

衆議院（比例代表選出）議員選挙に同じ

第 3 開票速報

(小) 衆議院小選挙区 (比) 衆議院比例代表

時間別開票状況発表事項一覧														
現在時	～	21 時	21 時 30 分	22 時	22 時 30 分	23 時	23 時 15 分	23 時 30 分	0 時	0 時 15 分	0 時 30 分	～	確定時	
発表事項	▽開票開始△	～	開票開始	中間開票状況 (小)	中間開票状況 (小)	中間開票状況 (小)	中間開票状況 (小)	中間開票状況 (比)	中間開票状況 (小)	中間開票状況 (小)	中間開票状況 (比)	中間開票状況 (小)	～	確定開票結果 (全選挙)

1 衆議院（小選挙区選出）議員選挙

(1) 中間開票状況

全区市町村が確定するまで次のとおり発表する。

ア 発表時刻

各現在時（21 時 30 分から 30 分おきに）から概ね 30 分後

イ 発表事項

候補者別得票数（届出順）、得票合計、残票数、開票率

ウ 発表単位

選挙区別、開票区別

(2) 確定開票結果

全区市町村の確定開票結果を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

全区市町村確定から概ね 60 分後

イ 発表事項

- (ア) 候補者別得票数（届出順）、得票合計
- (イ) 開票結果内訳（得票総数、按分切捨票数、属さない票数、有効投票数、無効投票数、投票総数、持ち帰り票数、不受理票数、投票者数、無効投票率）
- (ウ) 届出政党等別、新前元別当選人数
- (エ) 届出政党等別得票率

ウ 発表単位

- (ア) 候補者別得票数は中間開票状況に同じ
- (イ) 開票結果内訳は都計、区部計、市部計、郡部計、島部計、支庁別、区市町村別、選挙区別、開票区別
- (ウ) 届出政党等別当選人数は選挙区別
- (エ) 届出政党等別得票数は開票結果内訳に同じ

2 衆議院（比例代表選出）議員選挙

(1) 中間開票状況

全区市町村が確定するまで次のとおり発表する。

ア 発表時刻

各現在時（23時15分から60分おきに）から概ね30分後

イ 発表事項

各政党等の得票数（届出順）、得票合計、残票数、開票率

ウ 発表単位

都計、区部計、市部計、郡部計、島部計、支庁別、区市町村別、開票区別

(2) 確定開票結果

全区市町村の確定開票結果を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

全区市町村確定から概ね60分後

イ 発表事項

- (ア) 届出政党等別得票数（届出順）、得票合計
- (イ) 開票結果内訳（得票総数、按分切捨票数、属さない票数、有効投票数、無効投票数、投票総数、持ち帰り票数、不受理票数、投票者数、無効投票率）
- (ウ) 届出政党等別得票率

ウ 発表単位

中間開票状況に同じ

3 最高裁判所裁判官国民審査

(1) 確定開票結果

全区市町村の確定開票結果を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

全区市町村確定から概ね 40 分後

イ 発表事項

(ア) 各裁判官の罷免を可とする数、可としない数、記載無効数

(イ) 開票結果内訳（有効投票数、無効投票数、投票総数、持ち帰り票数、
不受理票数、投票者数、無効投票率）

ウ 発表単位

衆議院（比例代表選出）議員選挙に同じ

別表1 選挙長及び同職務代理者

選挙区	選挙長	職名	選挙長職務代理	職名
第1区	野尻信江	新宿区選挙管理委員会委員長	斉藤博	新宿区選挙管理委員会委員職務代理
第2区	渡辺秀次	中央区選挙管理委員会委員長職務代理	青木真知子	中央区選挙管理委員会委員
第3区	山路良成	品川区選挙管理委員会委員長	稲川貫之	品川区選挙管理委員会委員長職務代理
第4区	田中かず吉	大田区選挙管理委員会委員長	岸田哲治	大田区選挙管理委員会委員
第5区	市川康憲	世田谷区選挙管理委員会委員長職務代理	渡辺洋	世田谷区選挙管理委員会委員
第6区	山内あきら	世田谷区選挙管理委員会委員長	岡部健一	世田谷区選挙管理委員会委員
第7区	ひろ瀬誠	渋谷区選挙管理委員会委員長	たけやま富士子	渋谷区選挙管理委員会委員長職務代理
第8区	いま井ひろし	杉並区選挙管理委員会委員長職務代理	こいみずほ	杉並区選挙管理委員会委員
第9区	なかむらえい子	練馬区選挙管理委員会委員長職務代理	もとほしまさとし	練馬区選挙管理委員会委員
第10区	なかじまはる春	豊島区選挙管理委員会委員長	まるやまひろかず	豊島区選挙管理委員会委員長職務代理
第11区	くりたしゆき之	板橋区選挙管理委員会委員長	はぎわらお洋一	板橋区選挙管理委員会委員
第12区	おおしまみのる	北区選挙管理委員会委員長	やまきなおと	北区選挙管理委員会委員長職務代理
第13区	あしかわたけお雄	足立区選挙管理委員会委員長	あらいひでお生	足立区選挙管理委員会委員
第14区	たなかくにとも友	墨田区選挙管理委員会委員長	ちののみちこ	墨田区選挙管理委員会委員長職務代理
第15区	こにし典子	江東区選挙管理委員会委員長	うえのやすゆき之	江東区選挙管理委員会委員
第16区	たなかじゆん子	江戸川区選挙管理委員会委員長	にしのてるゆき透	江戸川区選挙管理委員会委員
第17区	いけだゆきひ彦	葛飾区選挙管理委員会委員長	くろやなぎじょうじ治	葛飾区選挙管理委員会委員長職務代理
第18区	たなかただひ彦	武蔵野市選挙管理委員会委員長	ささもりかずお	武蔵野市選挙管理委員会委員長職務代理
第19区	まえだきゆう	国分寺市選挙管理委員会委員長	かまがけんじ二	国分寺市選挙管理委員会委員長職務代理
第20区	やしんこうじ次	武蔵村山市選挙管理委員会委員長	みねおさひ彦	武蔵村山市選挙管理委員会委員長職務代理
第21区	あおきよしお雄	日野市選挙管理委員会委員長	くらもとてるゆき幸	日野市選挙管理委員会委員長職務代理
第22区	よし野なつ成	三鷹市選挙管理委員会委員長	なげしきときお雄	三鷹市選挙管理委員会委員長職務代理
第23区	いの上まさゆき行	町田市選挙管理委員会委員長	いしあきお夫	町田市選挙管理委員会委員長職務代理
第24区	こじま敏ゆき行	八王子市選挙管理委員会委員長	ほしかわかずお男	八王子市選挙管理委員会委員
第25区	いわさきすみお雄	福生市選挙管理委員会委員長	さとうかずお男	福生市選挙管理委員会委員長職務代理
第26区	いまいれい子	目黒区選挙管理委員会委員長	やましたひろし寛	目黒区選挙管理委員会委員長職務代理
第27区	きたはらともあき昭	中野区選挙管理委員会委員長	すずきめゆ	中野区選挙管理委員会委員
第28区	あさぬまゆき幸	練馬区選挙管理委員会委員長	いわさきのり子	練馬区選挙管理委員会委員
第29区	しむらひろし司	荒川区選挙管理委員会委員長	なかむらひさお郎	荒川区選挙管理委員会委員長職務代理
第30区	いちかわかずのり徳	府中市選挙管理委員会委員長	ないとうかずお良	府中市選挙管理委員会委員長職務代理

別表2 候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所

選挙区	公示日の午前中	公示日の午後及び翌日以降
第1区	午前10時まで 午前10時以降 新宿区役所本庁舎5階大会議室 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	新宿区選挙管理委員会事務局 新宿区歌舞伎町一丁目5番1号 新宿区役所第一分庁舎3階
第2区	午前12時まで 午前12時以降 中央区役所本庁舎8階大会議室 中央区築地一丁目1番1号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	中央区選挙管理委員会事務局 中央区築地一丁目1番1号 中央区役所別館5階
第3区	午前9時30分まで 午前9時30分以降 品川区役所第二庁舎5階251～253会議室 品川区広町二丁目1番36号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	品川区選挙管理委員会事務局 品川区広町二丁目1番36号 品川区役所第二庁舎6階
第4区	午前9時30分まで 午前9時30分以降 大田区役所本庁舎11階第6委員会室 大田区蒲田五丁目13番14号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	大田区選挙管理委員会事務局 大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所本庁舎9階
第5区	午前9時まで 午前9時以降 世田谷区立世田谷区民会館1階ホワイトエ 世田谷区世田谷四丁目21番27号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	世田谷区選挙管理委員会事務局 世田谷区世田谷四丁目22番33号 世田谷区役所西棟4階
第6区	午前9時まで 午前9時以降 世田谷区立世田谷区民会館1階ホワイトエ 世田谷区世田谷四丁目21番27号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	世田谷区選挙管理委員会事務局 世田谷区世田谷四丁目22番33号 世田谷区役所西棟4階
第7区	午前9時30分まで 午前9時30分以降 渋谷区役所本庁舎14階区議会大会議室 渋谷区宇田川町1番1号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	渋谷区選挙管理委員会事務局 渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区役所本庁舎15階
第8区	午前10時まで 午前10時以降 杉並区役所本庁舎6階第5・6会議室 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	杉並区選挙管理委員会事務局 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 杉並区役所本庁舎8階
第9区	午前10時まで 午前10時以降 練馬区役所本庁舎19階1907会議室 練馬区豊玉北六丁目12番1号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	練馬区選挙管理委員会事務局 練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎16階
第10区	午前10時まで 午前10時以降 豊島区役所本庁舎8階807・808会議室 豊島区南池袋二丁目45番1号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	豊島区選挙管理委員会事務局 豊島区南池袋二丁目45番1号 豊島区役所本庁舎8階
第11区	午前9時30分まで 午前9時30分以降 板橋区役所北館9階大会議室B 板橋区板橋二丁目66番1号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	板橋区選挙管理委員会事務局 板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所本庁舎北館7階
第12区	午前10時まで 午前10時以降 北区役所滝野川分庁舎1階大会議室 北区滝野川二丁目52番10号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	北区選挙管理委員会事務局 北区滝野川二丁目52番10号 北区役所滝野川分庁舎3階
第13区	午前10時まで 午前10時以降 足立区役所南館13階会議室 足立区中央本町一丁目17番1号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	足立区選挙管理委員会事務局 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所南館6階
第14区	午前10時まで 午前10時以降 墨田区役所13階131会議室 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	墨田区選挙管理委員会事務局 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所12階
第15区	午前9時まで 午前9時以降 江東区役所本庁舎7階第71・72会議室 江東区東陽四丁目11番28号 公示日の午後及び翌日以降に同じ	江東区選挙管理委員会事務局 江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所本庁舎7階

別表2 候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所

選挙区	公示日の午前中	公示日の午後及び翌日以降
第16区	午前9時30分まで 江戸川区役所本庁舎5階504会議室 江戸川区中央一丁目4番1号 午前9時30分以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目4番1号 江戸川区役所西棟5階
第17区	午前9時まで 葛飾区役所新館7階706会議室 葛飾区立石五丁目13番1号 午前9時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	葛飾区選挙管理委員会事務局 葛飾区立石五丁目13番1号 葛飾区役所本館4階
第18区	午前10時まで 武蔵野市役所本庁舎内811会議室 武蔵野市緑町二丁目2番28号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	武蔵野市選挙管理委員会室 武蔵野市緑町二丁目2番28号 武蔵野市役所西棟2階
第19区	国分寺市役所書庫棟会議室 国分寺市戸倉一丁目6番地1	国分寺市選挙管理委員会事務局 国分寺市戸倉一丁目6番地1
第20区	午前9時30分まで 武蔵村山市役所4階中部地区会館401大集会室 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 午前9時30分以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	武蔵村山市選挙管理委員会事務局 武蔵村山市本町一丁目1番地の1
第21区	午前10時まで 日野市役所5階505会議室 日野市神明一丁目12番地の1 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	日野市選挙管理委員会事務局 日野市神明一丁目12番地の1
第22区	午前10時まで 三鷹市公会堂さんさん館4階第4～第6会議室 三鷹市野崎一丁目1番1号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	三鷹市選挙管理委員会事務局 三鷹市野崎一丁目1番1号
第23区	午前10時まで 町田市庁舎2階2-1会議室 町田市森野二丁目2番22号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	町田市選挙管理委員会事務局 町田市森野二丁目2番22号 町田市庁舎9階
第24区	午前9時30分まで 八王子市役所本庁舎8階801会議室 八王子市元本郷町三丁目24番1号 午前9時30分以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	八王子市選挙管理委員会事務局 八王子市元本郷町三丁目24番1号
第25区	午前10時まで 福生市もくせい会館3階会議室 福生市本町18番地 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	福生市選挙管理委員会事務局 福生市本町5番地 福生市役所第二棟2階
第26区	午前9時30分まで 目黒区総合庁舎地下1階第15・16会議室 目黒区上目黒二丁目19番15号 午前9時30分以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	目黒区選挙管理委員会事務局 目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎別館9階
第27区	午前9時30分まで 中野区役所本庁舎7階701会議室 中野区中野四丁目11番19号 午前9時30分以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	中野区選挙管理委員会事務局 中野区中野四丁目11番19号 中野区役所8階
第28区	午前10時まで 練馬区役所本庁舎19階1906会議室 練馬区豊玉北六丁目12番1号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	練馬区選挙管理委員会事務局 練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎16階
第29区	午前10時まで 荒川区役所本庁舎3階304・305会議室 荒川区荒川二丁目2番3号 午前10時以降 公示日の午後及び翌日以降に同じ	荒川区選挙管理委員会事務局 荒川区荒川二丁目2番3号 荒川区役所分庁舎3階
第30区	府中市選挙管理委員会事務局(旧みどり幼稚園会議室201) 府中市緑町一丁目8番地	公示日の午後 公示日の午前中と同じ 翌日以降 府中市選挙管理委員会事務局 府中市緑町一丁目8番地

別表3 選挙会の日時及び場所

選挙区	開始日時	場 所	所 在 地
第1区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	新宿区役所本庁舎 6階 第4委員会室	新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
第2区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	中央区役所 8階 大会議室	中央区築地一丁目1番1号
第3区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	品川区役所第二庁舎 6階 選挙管理委員会室	品川区広町二丁目1番36号
第4区	令和6年10月27日(日) 午後9時00分	大森スポーツセンター	大田区大森本町二丁目2番5号
第5区	令和6年10月27日(日) 午後9時00分	世田谷区立 大蔵第二運動場体育館	世田谷区大蔵四丁目7番1号
第6区	令和6年10月27日(日) 午後9時00分	世田谷区立 総合運動場体育館	世田谷区大蔵四丁目6番1号
第7区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	渋谷区立勤労福祉会館 2階 第2洋室	渋谷区神南一丁目18番8号
第8区	令和6年10月27日(日) 午後8時30分	杉並区荻窪体育館	杉並区荻窪三丁目47番2号
第9区	令和6年10月27日(日) 午後8時40分	練馬区立総合体育館	練馬区谷原一丁目7番5号
第10区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	豊島区役所本庁舎 8階 教育委員会室	豊島区南池袋二丁目45番1号
第11区	令和6年10月27日(日) 午後8時50分	板橋区立上板橋体育館	板橋区桜川一丁目3番1号
第12区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	北区役所滝野川分庁舎 1階 大会議室	北区滝野川二丁目52番10号
第13区	令和6年10月27日(日) 午後8時50分	足立区総合スポーツセンター	足立区東保木間二丁目27番1号
第14区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	墨田区役所 13階 131会議室	墨田区吾妻橋一丁目23番20号
第15区	令和6年10月27日(日) 午後9時00分	江東区スポーツ会館	江東区北砂一丁目2番9号

別表3 選挙会の日時及び場所

選挙区	開始日時	場 所	所 在 地
第16区	令和6年10月27日(日) 午後9時00分	江戸川区総合体育館	江戸川区松本一丁目35番1号
第17区	令和6年10月27日(日) 午後8時45分	葛飾区 奥戸総合スポーツセンター体育館	葛飾区奥戸七丁目17番1号
第18区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	武蔵野市役所本庁舎内 812会議室	武蔵野市緑町二丁目2番28号
第19区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	国分寺市役所 プレハブ会議室第1	国分寺市戸倉一丁目6番地1
第20区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	武蔵村山市役所 3階 市公室	武蔵村山市本町一丁目1番地1
第21区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	日野市役所 5階 502会議室	日野市神明一丁目12番地の1
第22区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	三鷹市役所第二庁舎 243号会議室	三鷹市野崎一丁目1番1号
第23区	令和6年10月27日(日) 午後9時00分	町田市立総合体育館	町田市南成瀬五丁目12
第24区	令和6年10月27日(日) 午後9時00分	八王子市富士森体育館	八王子市台町二丁目3番7号
第25区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	福生市役所第一棟 2階 会議室	福生市本町5番地
第26区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	目黒区総合庁舎別館 9階 選挙管理委員会室	目黒区上目黒二丁目19番15号
第27区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	中野区役所 6階 601会議室	中野区中野四丁目11番19号
第28区	令和6年10月27日(日) 午後8時40分	練馬区立光が丘体育館	練馬区光が丘四丁目1番4号
第29区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	荒川区役所分庁舎 3階 選挙管理委員会事務局	荒川区荒川二丁目25番3号
第30区	令和6年10月29日(火) 午前10時00分	府中市選挙管理委員会事務局 (旧みどり幼稚園会議室201)	府中市緑町一丁目8番地

別表4 衆議院議員選挙主要事務日程

月日	曜日	選挙期日より	衆議院(小選挙区選出)議員選挙	衆議院(比例代表選出)議員選挙
10月7日	月	前 20	事務説明会 (オンライン会議)	
10月8日	火	19	立候補届出事前審査	
10月9日	水	18	衆議院解散	
10月10日	木	17		
10月11日	金	16		
10月14日	月	13	選挙人名簿登録基準日・登録日(選挙時登録)	
10月15日	火	12	選挙期日の公示・諸告示	
			立候補届出受付	(立候補届出受付)
			選挙公報掲載申請期限	(選挙公報掲載申請期限)
			選挙公報の掲載順序を定めるくじ	
			政見放送申込期限	
			政見放送の順序を定めるくじ	
			氏名等掲示の順序を定めるくじ	政党名称等掲示の順序を定めるくじ
10月16日	水	11	期日前投票・不在者投票開始(最高裁判所裁判官国民審査を含む。)	
				選挙公報の掲載順序を定めるくじ
10月17日	木	10	個人演説会(公営施設利用)開始	政党等演説会(公営施設利用)開始
			政党演説会(公営施設利用)開始	
10月23日	水	4	郵便による不在者投票の投票用紙等請求期限	
10月24日	木	3	開票立会人・選挙立会人届出期限	
			選挙立会人選任のくじ	
10月25日	金	2		選挙分会立会人選任のくじ
			選挙公報(審査公報)配布期限	
10月26日	土	1	期日前投票・不在者投票の期限	
			小笠原村第2投票区(母島)繰上投票	
10月27日	日	0	投・開票日	
			選挙会(合区以外の区)	
10月29日	火	後 2	選挙会(合区)	選挙分会(審査分会)
10月30日	水	3	当選人告知・告示	
			当選証書付与	
11月11日	月	15	収支報告書提出期限	
11月26日	火	30	選挙の効力に関する訴訟提起期限(選挙の日から30日)	
11月29日	金	33	当選の効力に関する訴訟提起期限(当選人告示日から30日)	

[参考資料]衆議院議員選挙執行一覧

回数	選挙執行 年 月 日 (曜 日)	天 候	解 散 日 日	候補者数	当日有権者数	投票率 (%)	審査を受けた 裁判官の数
22	昭21. 4. 10 (水)	曇	20. 12. 18 21. 3. 11	253(12)	2,033,319	66.45	—
23	昭22. 4. 25 (金)	曇	22. 3. 31 22. 3. 31	148(7)	2,640,431	60.38	—
24	昭24. 1. 23 (日)	快晴	23. 12. 23 23. 12. 27	103(6)	3,042,919	61.64	14
25	昭27. 10. 1 (水)	曇	27. 8. 28 27. 9. 5	94(5)	4,024,951	62.23	5
26	昭28. 4. 19 (日)	晴のち曇	28. 3. 14 28. 3. 24	76(3)	4,010,898	61.89	—
27	昭30. 2. 27 (日)	曇のち雨	30. 1. 24 30. 2. 1	82(6)	4,558,168	66.35	1
28	昭33. 5. 22 (木)	快晴	33. 4. 25 33. 5. 1	75(5)	4,959,567	69.74	5
29	昭35. 11. 20 (日)	晴	35. 10. 24 35. 10. 30	87(6)	5,309,305	63.42	8
30	昭38. 11. 21 (木)	晴	38. 10. 23 38. 10. 31	119(9)	6,185,281	60.06	9
31	昭42. 1. 29 (日)	雨のち曇	41. 12. 27 42. 1. 8	95(8)	7,455,897	64.23	7
32	昭44. 12. 27 (土)	曇	44. 12. 2 44. 12. 7	97(11)	7,908,022	56.35	4
33	昭47. 12. 10 (日)	曇	47. 11. 13 47. 11. 20	80(6)	8,128,335	62.23	7
34	昭51. 12. 5 (日)	晴	任 期 満 了 51. 11. 15	79(4)	8,162,204	64.55	10
35	昭54. 10. 7 (日)	雨	54. 9. 7 54. 9. 17	84(5)	8,165,344	53.19	8
36	昭55. 6. 22 (日)	晴	55. 5. 19 55. 6. 2	75(7)	8,206,811	67.49	4
37	昭58. 12. 18 (日)	晴	58. 11. 28 58. 12. 3	85(4)	8,478,697	59.00	6
38	昭61. 7. 6 (日)	曇	61. 6. 2 61. 6. 21	70(5)	8,727,389	61.11	10
39	平 2. 2. 18 (日)	晴	2. 1. 24 2. 2. 3	127(24)	9,032,809	65.55	8
40	平 5. 7. 18 (日)	雨のち曇	5. 6. 18 5. 7. 4	114(13)	9,309,932	60.21	9
41	平 8. 10. 20 (日)	晴	8. 9. 27 8. 10. 8	125(17)	9,466,735	56.54	9
42	平12. 6. 25 (日)	雨のち曇	12. 6. 2 12. 6. 13	117(12)	9,748,419	60.46	9
43	平15. 11. 9 (日)	曇のち雨	15. 10. 10 15. 10. 28	93(12)	10,074,352	58.35	9
44	平17. 9. 11 (日)	曇一時雷雨	17. 8. 8 17. 8. 30	84(11)	10,242,560	65.59	6
45	平21. 8. 30 (日)	雨時々曇	21. 7. 21 21. 8. 18	110(18)	10,601,391	66.37	9
46	平24. 12. 16 (日)	晴	24. 11. 16 24. 12. 4	134(22)	10,720,874	62.20	10
47	平26. 12. 14 (日)	晴のち雪	26. 11. 21 26. 12. 2	97(20)	10,850,600	54.36	5
48	平29. 10. 22 (日)	大雨	29. 9. 28 29. 10. 10	97(22)	11,276,090	53.64	7
49	令 3. 10. 31 (日)	曇後雨	3. 10. 14 3. 10. 19	96(17)	11,486,835	57.21	11

※ 候補者数の()内数字は女性の数(内数)

衆議院(小選挙区選出)議員選挙 選挙区

選挙区	区 域	選挙区	区 域
第1区	・千代田区 ・新宿区	第8区	・杉並区 下高井戸一丁目、下高井戸二丁目、下高井戸三丁目、下高井戸四丁目、下高井戸五丁目、永福一丁目（二番から四十四番までに限る。）、永福二丁目、永福三丁目、永福四丁目、浜田山一丁目、浜田山二丁目、浜田山三丁目、浜田山四丁目、大宮二丁目（五番から十八番までに限る。）、高円寺南二丁目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目、高円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺北四丁目、阿佐谷南一丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南三丁目、阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷北四丁目、阿佐谷北五丁目、阿佐谷北六丁目、天沼一丁目、天沼二丁目、天沼三丁目、本天沼一丁目、本天沼二丁目、本天沼三丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田西四丁目、成田東一丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、成田東四丁目、成田東五丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪三丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁目、南荻窪一丁目、南荻窪二丁目、南荻窪三丁目、南荻窪四丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目、上荻四丁目、西荻南一丁目、西荻南二丁目、西荻南三丁目、西荻南四丁目、西荻北一丁目、西荻北二丁目、西荻北三丁目、西荻北四丁目、西荻北五丁目、今川一丁目、今川二丁目、今川三丁目、今川四丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、桃井一丁目、桃井二丁目、桃井三丁目、桃井四丁目、井草一丁目、井草二丁目、井草三丁目、井草四丁目、井草五丁目、下井草一丁目、下井草二丁目、下井草三丁目、下井草四丁目、下井草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、上井草四丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目、善福寺四丁目、松庵一丁目、松庵二丁目、松庵三丁目、宮前一丁目、宮前二丁目、宮前三丁目、宮前四丁目、宮前五丁目、久我山一丁目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山四丁目、久我山五丁目、高井戸東一丁目、高井戸東二丁目、高井戸東三丁目、高井戸東四丁目、高井戸西一丁目、高井戸西二丁目、高井戸西三丁目、上高井戸一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目
第2区	・中央区 ・台東区		
第3区	・品川区 ・大島支庁管内、三宅支庁管内、八丈支庁管内、小笠原支庁管内		
第4区	・大田区 大田区大森東特別出張所管内 大田区大森西特別出張所管内 大田区入新井特別出張所管内 大田区馬込特別出張所管内 大田区池上特別出張所管内 大田区新井宿特別出張所管内 大田区久が原特別出張所管内（池上三丁目 に属する区域に限る。） 大田区糞谷特別出張所管内 大田区羽田特別出張所管内 大田区六郷特別出張所管内 大田区矢口特別出張所管内（矢口二丁目 （一番、十三番、十四番、二十七番及び 二十八番に限る。）及び矢口三丁目（一番 及び八番に限る。）に属する区域に限る。） 大田区蒲田西特別出張所管内 大田区蒲田東特別出張所管内		
第5区	・世田谷区 世田谷区池尻まちづくりセンター管内 世田谷区太子堂まちづくりセンター管内 世田谷区若林まちづくりセンター管内 世田谷区上町まちづくりセンター管内 世田谷区下馬まちづくりセンター管内 世田谷区上馬まちづくりセンター管内 世田谷区代沢まちづくりセンター管内 世田谷区奥沢まちづくりセンター管内 世田谷区九品仏まちづくりセンター管内 世田谷区等々力まちづくりセンター管内 世田谷区上野毛まちづくりセンター管内 世田谷区用賀まちづくりセンター管内 世田谷区二子玉川まちづくりセンター管内 世田谷区深沢まちづくりセンター管内		
第6区	・世田谷区 第5区に属しない区域		
第7区	・港区 ・渋谷区		

選挙区	区 域	選挙区	区 域
第9区	・練馬区 貫井四丁目（二十八番、二十九番四号、二十九番八号から二十九番二十二号まで、三十番九号、三十番十号、四十四番から四十六番まで、四十七番十八号から四十七番四十八号まで及び四十七番五十号から四十七番五十二号までに限る。）、高松六丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、土支田四丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目（二十番六号から二十番十号まで、三十八番から四十六番まで、四十七番五号から四十七番七号まで、五十五番六号から五十五番十七号まで及び五十六番から六十三番までに限る。）、富士見台四丁目、南田中一丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原四丁目、谷原五丁目、谷原六丁目、三原台一丁目、三原台二丁目、三原台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台六丁目、石神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁目、下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目、東大泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉七丁目、西大泉町、西大泉一丁目、西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、立野町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目	第10区	・文京区 ・豊島区
		第11区	・板橋区 本庁管内 板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目（一番から二十六番まで及び二十八番に限る。）、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目 東京都板橋区赤塚支所管内
		第12区	・北区 ・板橋区 第11区に属しない区域
		第13区	・足立区 青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、青井四丁目、青井五丁目、青井六丁目、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、足立四丁目、綾瀬一丁目、綾瀬二丁目、綾瀬三丁目、綾瀬四丁目、綾瀬五丁目、綾瀬六丁目、綾瀬七丁目、梅島一丁目、梅島二丁目、梅島三丁目、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、大谷田一丁目、大谷田二丁目、大谷田三丁目、大谷田四丁目、大谷田五丁目、加平一丁目、加平二丁目、加

選挙区	区 域	選挙区	区 域
	平三丁目、北加平町、栗原一丁目、栗原二丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、佐野一丁目、佐野二丁目、島根一丁目、島根二丁目、島根三丁目、島根四丁目、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目、神明南二丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、千住曙町、千住旭町、千住東一丁目、千住東二丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木一丁目、千住桜木二丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町一丁目、千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚三丁目、竹の塚四丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、辰沼一丁目、辰沼二丁目、中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目、東和一丁目、東和二丁目、東和三丁目、東和四丁目、東和五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、西保木間一丁目、西保木間二丁目、西保木間三丁目、西保木間四丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東綾瀬一丁目、東綾瀬二丁目、東綾瀬三丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、東六月町、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目、日ノ出町、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、保木間一丁目、保木間二丁目、保木間三丁目、保木間四丁目、保木間五丁目、保塚町、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木三丁目、六木四丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、柳原一丁目、柳原二丁目、六月一丁目、六月二丁目、六月三丁目、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目		東小松川四丁目、西小松川町、興宮町、上一色一丁目、上一色二丁目、上一色三丁目、本一色一丁目、本一色二丁目、本一色三丁目 江戸川区小松川事務所管内 江戸川区小岩事務所管内
		第15区	・江東区
		第16区	・江戸川区 第14区に属しない区域
		第17区	・葛飾区
		第18区	・武蔵野市 ・小金井市 ・西東京市
		第19区	・小平市 ・国分寺市 ・国立市
		第20区	・東村山市 ・東大和市 ・清瀬市 ・東久留米市 ・武蔵村山市
		第21区	・八王子市 下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山（五百十九番地、五百二十三番地から五百二十六番地まで、八百十九番地から八百三十番地まで、八百四十二番地、八百七十五番地から八百七十八番地まで、八百八十番地から千四百四十八番地まで、千五百五十六番地、千二百十九番地及び千二百二十一番地を除く。）、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鑓水（三百三十九番地から三百四十五番地まで、三百六十四番地から三百七十一番地まで及び三百九十六番地を除く。）、鑓水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目
第14区	・墨田区 ・江戸川区 本庁管内 中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、		・立川市 ・日野市

選挙区	区 域
第22区	・三鷹市 ・調布市 ・狛江市
第23区	・町田市
第24区	・八王子市 第21区に属しない区域
第25区	・青梅市 ・昭島市 ・福生市 ・羽村市 ・あきる野市 ・西多摩郡
第26区	・目黒区 ・大田区 第4区に属しない区域
第27区	・中野区 ・杉並区 第8区に属しない区域
第28区	・練馬区 第9区に属しない区域
第29区	・荒川区 ・足立区 第13区に属しない区域
第30区	・府中市 ・多摩市 ・稲城市

衆議院（小選挙区選出）議員

